税務訴訟資料 第260号-101 (順号11457)

東京高等裁判所 平成●●年(○○)第●●号 無効徴税返還請求控訴事件 国側当事者・国

平成22年6月23日棄却・上告

(第一審・新潟地方裁判所高田支部 平成●●年(○○)第●●号、平成22年3月17日判決、本資料260号-41・順号11397)

判決

控 訴 人 甲

被控訴人

上記代表者法務大臣 千葉 景子

上記指定代理人 玉田 康治

同 馬田 茂喜

同 片桐 克典

同 安原 宣彦

同 石井 明美

主

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は控訴人に対し、2766万7300円及び内金2756万0800円に対する平成6年6月28日から、内金10万6500円に対する平成7年3月31日から、各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

本件は、糸魚川税務署長が、控訴人に対し、平成6年5月30日にした所得税額の更正及び加算税の賦課決定が無効であるとして、これに基づいて納付した金員の返還を求めるものであり、当事者の主張は、原判決「事実及び理由」の「第2 原告の主張」及び「第3 被告の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求には理由がないものと判断する。その理由は、2のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第4 判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人は、本訴で主張する無効原因は、本件更正処分等の通知が控訴人に到達する以前に徴税 行為がなされたことなどであり、前訴と異なると主張するが、前訴の既判力は本件更正処分等の 無効事由すべてに及ぶと解されるから、控訴人の主張には理由がない。

3 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄 却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部 裁判長裁判官 南 敏文 裁判官 野山 宏 裁判官 野村 高弘